

社会福祉法人長井市社会福祉協議会児童センター及び学童クラブ運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 長井市児童センター及び学童クラブ設置条例（昭和48年長井市条例第13号）第6条の規定により社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が管理する児童センター及び学童クラブ（以下「児童センター等」という。）の事業運営にあたり、施設利用者及び地域住民の幅広い意見を反映させ、事業の拡充を図るため、児童センター及び学童クラブ運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は委員10名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから法人の会長（以下「会長」という。）がこれを委嘱する。

- (1) 住民代表者
- (2) 社会福祉行政機関関係者
- (3) 主任児童委員
- (4) 関係団体代表者
- (5) 学識経験者

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選とする。

3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第4条 委員会は次の事項について審議する。

- (1) 児童センター等が実施する事業に関する事項
- (2) 児童センター等の利用に関する事項
- (3) その他児童センター等の運営に関する事項

2 委員会は、前項の審議にあたり、児童センター等の利用者をはじめ市民のニーズを反映するよう努めるものとする。

(会議の招集)

第5条 委員会の会議は委員長が招集する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 長井市致芳児童センター運営委員会設置要綱（平成22年7月1日施行）、長井市伊佐沢児童センター運営委員会設置要綱（平成24年7月1日施行）、長井市豊田児童センター運

営委員会設置要綱（平成 25 年 7 月 1 日施行）は平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。